

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

土門 弘治 殿

令和7年10月13日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条の85第2項及び第4項第2号並びに第132条の86第3項及び第5項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項： 航空法第132条の85第1項第2号
航空法第132条の86第2項第1号、第2号及び第3号

許可等の期間： 令和7年10月16日から令和8年10月12日

飛行の経路： 日本全国（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限り）

登録記号等： 別紙 無人航空機一覧のとおり

無人航空機： 別紙 無人航空機一覧のとおり

無人航空機を飛行させる者： Sawaki Junior Reinaldo
佐和田 忍、土門 弘治

条 件：

- ・ 申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すること。なお、飛行に当たり、他の法令等の制約がある場合にはこれを遵守すること。
- ・ 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合、又はそのような飛行が確認された場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・ 飛行許可・承認期間中に、申請に関わる「登録記号」、「機体認証」、「技能証明」及び「第三者賠償責任保険」の有効期間が切れる場合は、遅滞なく更新を行うこと。

令和7年10月15日

大阪航空局長

無人航空機一覧

No.	製造者名	無人航空機名称	登録記号等
1	DJI	DJI MINI 2	JU3226B0DFDX
2	DJI	DJI Mavic 3 Pro	JU324583D7F4
3	DJI	DJI Avata 2	JU325187D726

(様式1)

令和7年10月13日

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書(カテゴリーII A飛行用)

☐ 新規 ☐ 更新 ※1 ☒ 変更 ※2

大阪航空局長 殿

氏名又は名称 土門 弘治

及 び 住 所 大阪府大阪市鶴見区鶴見1-6-6-51

並びに法人の場合は代表者の氏名

(連絡先) TEL : +81 09085735896

Mail : drone@domon.jp

航空法（昭和27年法律第231号）第132条の85第2項及び第4項第2号の規定による許可及び同法第132条の86第3項及び第5項第2号の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

飛行の目的	☒ 業務		☒ 空撮 ☐ 報道取材 ☐ 警備 ☐ 農林水産業 ☐ 測量 ☐ 環境調査 ☐ 設備メンテナンス ☐ インフラ点検・保守 ☐ 資材管理 ☐ 輸送・宅配 ☐ 自然観測 ☐ 事故・災害対応等	
	☐ 趣味			
	☐ 研究開発			
	☐ その他			
立入管理措置	☒ 補助者の配置 ☐ 立入管理区画の設定 ☐ 立入管理区画の設定（レベル3飛行を行う場合） ☐ 立入管理措置の設定（レベル3.5飛行関連） ☐ 立入禁止区画の設定 ☐ その他 ()			
飛行の日時※ 3	令和7年10月13日 ～ 令和8年10月12日			
飛行の経路（飛行の場所）※ 4	日本全国			
飛行の高度	地表等からの高度	150m未満	海拔高度	
申請事項及び理由	飛行禁止空域の飛行（第132条の85関係）	☐ 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域		
		☐ 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域		
		☐ 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域 ☐ 地表又は水面から150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。） ☒ 人又は家屋の密集している地域の上空		
	飛行の方法（第132条の86関係）	【飛行禁止空域を飛行させる理由】 密集地域の上空：飛行の目的と同じ		
☒ 夜間飛行 ☒ 目視外飛行 ☒ 人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行 ☐ 催し場所上空の飛行 ☐ 危険物の輸送 ☐ 物件投下 【第132条の86第2項第1号から第6号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】 夜間飛行：飛行の目的と同じ 目視外飛行：飛行の目的と同じ 30m未満の距離の飛行：飛行の目的と同じ				
無人航空機の登録記号その他の無人航空機を特定するために必要な事項		「様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書」のとおり。		
無人航空機の機能及び性能に関する事項		「様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書」のとおり。 「別添資料4 無人航空機の追加基準への適合性」のとおり。		

無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	「別添資料5 無人航空機を飛行させる者一覧」のとおり。 「様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書」のとおり。 「別添資料6 無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性」のとおり。 ※航空局ホームページ掲載の講習団体の技能認証を受けている場合は、その写しを添付（団体名、操縦者の氏名、技能の確認日、認証された飛行形態、無人航空機の種類が分かるもの）
無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項	☒ 航空局標準マニュアルを使用する。 ☐ 機上カメラ装置等により立入管理措置を講じる目視外飛行等に係る航空局が作成した飛行マニュアルを使用する。 ☐ 航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアルを使用する。 ☐ リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアル（別添）を使用する。 ☐ 上記以外の飛行マニュアル（別添）を使用する。 ☐ 航空局標準マニュアルと同水準である。 ☐ 航空局標準マニュアルと以下の内容が同等ではない 内容： ☒ 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
その他参考となる事項	【変更又は更新申請に関する現に有効な許可等の情報】 許可承認番号： 阪空運航第26370号 許可承認日： 令和7年10月8日 ※許可承認書の写しを添付すること。
	【第三者賠償責任保険への加入状況及び賠償能力の有無】 ☒ 加入している（ ☒ 対人 ☒ 対物） 保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社 商品名：DJI賠償責任保険 補償金額：（対人） ¥100,000,000 （対物） ¥100,000,000 ☐ 加入していない → 賠償能力 ☐ 有 ☒ 無
	【空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関との調整結果（航空法第132条の85第1 項第1 号に掲げる空域における飛行に限る。）】 ☐ 空港設置管理者等 調整機関名： 調整結果： ☐ 空域を管轄する関係機関 調整機関名： 調整結果：
	【催しの主催者等との調整結果（催し場所上空の飛行に限る。）】 ☐ 催し場所上空の飛行 催し名称： 主催者等名： 調整結果：
	【飛行の日時に関する詳細情報】
備考	【緊急連絡先】 担当者 ：土門 弘治 電話番号：+81 09085735896

- ※ 1 更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。
- ※ 2 変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の登録記録号その他の無人航空機を特定するために必要な事項」、「無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。
- ※ 3 次の飛行を行う場合は、飛行の日時を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の日時が特定できない場合には、期間及び時間帯を記載すること。

・人又は家屋の密集している地域の上空で夜間における目視外飛行

・催し場所の上空における飛行
- ※ 4 次の飛行を行う場合は、飛行の経路を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の経路を特定できない場合には、飛行が想定される範囲を記載すること。

・航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域における飛行

・国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち搜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域における飛行

・地表又は水面から150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。）における飛行

・人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行

・夜間における目視外飛行

・補助者を配置しない目視外飛行

・催し場所の上空の飛行

・趣味目的での飛行

・研究開発目的での飛行
- ※ 5 型式認証書番号及び機体認証書番号の項目については、これらの一方又は双方を有している場合にのみ記載する。その場合において（様式2）の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が無人航空機飛行規程（型式認証を受けている場合）又は使用条件等指定書（機体認証を受けている場合）の範囲内であることを確認すること。
- ※ 6 無人航空機操縦者技能証明の項目については、有している場合にのみ記載する。その場合において（様式3）の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認すること。

- ※ 7 航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する書類の写しを添付すること。なお、当該写しは、発行した団体名、操縦者の氏名、技能の確認日、有効期間、認証された飛行形態、無人航空機の種類が記載されたものであることに留意すること。